

標識の掲示、開始届・完了届の提出について

—特定開発行為許可を受けられた方へ—

1 標識の掲示（細則第7号様式）

- ・許可に係る対策工事等の施行期間中、施行地の見やすい場所に、「特定開発行為許可済の標識」を掲示してください。

2 開始届（細則第8号様式）

（1）提出時期

- ・工事を開始した日から5日以内に届け出ください。（郵送可）

（2）記入上の注意

- ・「届出者」は、許可書記載の名義を記入してください。
- ・「開始した年月日」は、実際に工事を開始した日を記入してください。

（3）添付書類

- ・開始届には、掲示した標識の写真を添付してください。

3 完了届（省令別記様式第4）

（1）提出時期

- ・許可に係る対策工事等の全てを完了したときは、遅滞なく届け出てください。
なお、完了届提出後、工事完了の検査を行いますので、完了日の1週間程度前にご連絡ください。

（2）記入上の注意（※印欄は、記入不要）

- ・「届出者」は、許可書記載の名義を記入してください。
- ・「対策工事等の完了年月日」は、実際に工事が完了した日を記入してください。

（3）添付書類

- ・完了届には、対策工事等の施行状況が確認できるよう、施行中及び完了時の全景（原則4方向）写真（撮影年月日明示）を添付してください。

注）以下の場合は、手続きが必要となります。

○ 変更許可申請書（第3号様式）（事前申請）

- ・特定予定建築物の用途及びその敷地の位置を変更する場合
- ・対策工事の計画を変更する場合
- ・対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画を変更する場合

○ 住所変更等届出書（第4号様式）（変更の日から10日以内）

- ・予定建築物の用途を法第10条第1項の制限用途以外のものに変更したとき
- ・対策工事等の着手予定年月日及び対策工事等の完了予定年月日を変更したとき
- ・住所又は氏名を変更（法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称）したとき

- 地位承継届出書（第 5 号様式）（承継の日から 20 日以内）
 - ・ 相続、合併又は分割（当該事業の全部を承継させるものに限る）により許可を受けた者の地位を承継したとき
- 地位譲渡許可申請書（第 6 号様式）（事前申請）
 - ・ 事業譲渡などにより、許可に基づく地位を譲渡する場合
- 休止届出書（第 9 号様式）（事前届出）
 - ・ 対策工事等を休止する場合
- 再開届出書（第 10 号様式）（再開した日から 5 日以内）
 - ・ 対策工事等を再開したとき
- 廃止の届出書（省令別記様式第 6）（廃止した日から遅滞なく）
 - ・ 対策工事等を廃止したとき

注）様式は、当所ホームページ内「許認可指導課のページ」「業務・申請等の案内」「土砂災害防止法の許可等」「7 審査基準・申請様式等」「（3）申請様式等」「申請・届出等の様式」をご利用ください。

連 絡 先

横浜川崎治水事務所 横浜市西区岡野 2 丁目 12-20（横浜西合同庁舎内）

TEL 045-411-2508（許認可指導課）

FAX 045-411-2602

※ 窓口受付日時は、月曜日から金曜日（祝祭日、年末年始を除く）

（午前）9：00～12：00

（午後）1：00～4：00 です。